

議会運営委員会 会議録

日 時 令和6年2月22日（金曜日）

午前10時00分開会、午後0時9分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）令和6年第2回（6月）定例会の日程（案）について

（2）令和6年第1回（3月）定例会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア	報 告	4 件
イ	条 例	2 6 件
ウ	予 算	8 件
エ	補正予算（先議案件）	1 件
オ	市道の認定等	2 件
カ	その他の単独議案	1 件
キ	補正予算（追加議案）	6 件
ク	人 事（最終日提出）	1 件

③ 各種委員会委員の選出について

【土浦市立学校給食センター運営審議会委員（選出すべき人数 3名）】

- ・委員の任期 令和6年6月1日から令和8年5月31日まで
- ・従来の選出方法 各委員会から1名選出

【土浦市学区審議会委員（選出すべき人数 4名）】

- ・委員の任期 令和6年6月1日から令和8年5月31日まで
- ・従来の選出方法 総務市民・産業建設委員会から各1名選出
文教厚生委員会から2名選出

（3）地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について

（4）一般質問における一問一答方式の手法の検討について

（5）請願・陳情の取扱い基準の明文化について

（6）手続のオンライン化に係る標準会議規則改正への対応について

（7）議場内補助資料投影用ディスプレイ運用基準について

(8) 議会費の減額補正について

(9) その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長	吉田	千鶴子
副委員長	目黒	英一
委 員	小坂	博
委 員	勝田	達也
委 員	矢口	勝雄
委 員	田中	義法
委 員	菅井	歩美

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長	島岡	宏明
副議長	鈴木	一彦

説明のため出席した者（4名）

副市長	片山	壮二
市長公室長	船沢	一郎
財政課長	山口	正通
財政課財政係長	小神野	昭博

事務局職員出席者

局 長	櫻井	良哉
次 長	天貝	健一
次長補佐	小野	聡
主 査	津久井	麻美子
主 査	松本	裕司
主 幹	高橋	陽平

傍聴者（0名）

○吉田委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

(「ありません」との声あり)

○吉田委員長 では、議長から御挨拶願います。

○島岡議長 おはようございます。議会運営委員会を開催させていただきましたところ、早朝より、皆様方にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。3月議会ということで、重要な案件が結構ございまして、皆様方の知恵を拝借して、すばらしい未来へ、土浦が繋がるようにお知恵を拝借させていただければと思いますので、慎重審議よろしく願いいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは早速、協議事項に入ります。協議事項1 令和6年第2回6月定例会の日程案について協議をお願いします。執行部より説明をお願いします。

○片山副市長 よろしく願いします。それでは早速ですねサイドブックス、議会運営委員会、令和6年、2月22日開催の中の資料1、令和6年度第2回土浦市議会定例会日程案をお願いいたします。御覧いただいたとおり6月4日火曜日開会、それから6月20日木曜日、閉会の会期でお願いしたいと考えております。よろしく願いします。

○吉田委員長 ただいまの件で何か御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。それでは、令和6年第2回定例会の日程については、執行部説明の通りといたします。次に協議事項2、令和6年第1回3月定例会の運営について協議をお願いします。執行部及び事務局より日程について説明をお願いします。

○片山副市長 引き続きまして資料は同じフォルダーの資料の2、令和6年第1回土浦市市議会定例会日程案を御覧ください。資料の通り3月5日火曜日開会、3月26日火曜日閉会の会期でお願いしたいと考えております。なお、令和5年度一般会計補正予算第9回物価高騰対応重点支援給付金給付事業について、国からですね、速やかな給付金の支給を求められていることから、議会初日にですね、先議をお願いしたいというふうに考えております。続きまして全協を全員協議会の日程でございます。初日につきましては日程が3月5日火曜日、9時15分から。案件につきましては、令和6年能登半島地震における被災地への職員の派遣について。それから土浦市債権管理基本方針について。3点目として新消防署整備事業について、後はその他というようなことでお願いしたいと考えております。それから中身についてでございますが一般質問最終日。令和6年3月13日水曜日9時45分から。こちら案件につきましては、土浦市監査委員の選任の同意について、その他ということをお願いしたいと思います。それから最終日でございますが案件は今のところございませんが、必要が生じた場合に開催をお願いしたいというふうに考えております。以上です。よろしく願いします。

○天貝議会事務局次長 日程の11日月曜日です。中学校の卒業式が午前中に予定されておりますことから、本会議につきましては午後1時半から開会ということで予定して

ございますので、御注意いただきたいと思います。以上でございます。

○吉田委員長 それではただいまの件で何か皆様御意見ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 ないようでございます。では次に上程される議案等の説明をお願いします。まず報告について執行部から説明をお願いします。

○船沢市長公室長 それでは資料の3をお開きいただけますでしょうか。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。それではまず表紙の方から御説明させていただきます。今回の案件の一覧でございまして、2番目のところで、まず1、報告案件が4件、いずれも専決処分の和解となっております。それから2番、議案といたしまして、いつもより今回の条例は26件ございます。それから、2番目といたしまして予算。それから3番目といたしまして、補正予算で、この中には先ほど副市長から話ございました、先議案件、それも含まれてございます。中の方で先議案件御説明させていただきます。それから市道の認定等2件、その他の単独議案1件、補正予算、追加議案として6件。それから、人事案件最終日提案となりますが、1件、合計で49件を予定してございます。それでは4ページお開きいただけますでしょうか。それでは報告案件4件につきまして御説明させていただきます。まず報告第1号、専決処分の報告につきましては、公用車に係る物損事故の和解でございまして、消防車が救急支援に出動いたしまして、板谷地内の市道を走行中、路肩に寄った際に、フェンスと接触し、フェイスの基礎ブロックが破損した事故の和解でございます。続きまして、報告第2号でございまして、専決処分の報告について、道路監視管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、相手方車両が木田余地内の市道を走行中、道路の陥没箇所に右前輪が落ち、タイヤが破損した事故の和解です。5ページをお願いいたします。報告第3号、専決処分の報告について、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、相手方車両が今泉地内の市道を走行中、道路の陥没箇所に、左前輪が内タイヤ等が破損した事故の和解です。報告第4号専決処分の報告について、公用車に係る物損事故の和解については、公用車が土浦駅の西口駐車場を走行中、駐車していた相手方の車両が発進したため、車両同士が接触し、双方の車両の一部が破損した事故の和解となっております。以上の報告案件につきましては、自治法の規定によりまして、和解成立日をもって専決処分し、報告するものでございます。説明は以上でございます。

○吉田委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 ないようでございます。次に条例について説明をお願いいたします。

○船沢市長公室長 続きまして議案となります。条例26件です。議案第1号土浦市情報公開条例の一部改正については、情報公開制度の適正な運用及び拡充を図るための所要の改正でございまして、情報公開請求権者の適正な公開請求に関する義務規定の追加や、指定管理者の情報公開が推進されるよう、市が必要な支援を行う規定の追加などであり、本年4月1日から施行するものです。議案第2号土浦市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正については、法改正に伴い、条例の適用範囲を拡大

し、他の条例等でフロッピーディスク等の記録媒体を提出することとされている手続きについても、オンラインで行うことを可能とするなどの改正であり、公布の日から施行するものです。議案第3号土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、法改正に伴い、用語の定義の追加や、条項ずれを整理するなどの改正であり、法律の施行日から施行するものです。議案第4号土浦市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正については、施行令の改正に伴い引用する条項ずれを改正するものであり、本年4月1日から施行するものです。7ページをお願いいたします。議案第5号土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、本庁舎の産業医の月額報酬を10万円とする改正であり、本年4月1日から施行するものです。議案第6号土浦市職員の給与に関する条例の一部改正については、法改正により、公務員の定年年齢が引き上がることに伴い、60歳を超える職員については昇級しないこととするなど改正であり、本年4月1日から施行するものです。議案第7号土浦市国民健康保険税条例の一部改正については、安定的な財政運営を行うため、保険税率を表のとおり改正するもので、本年4月1日から施行するものです。8ページをお願いいたします。議案第8号、議案第9号は、ともに、土浦市手数料条例の一部改正についてです。同じ条例の改正となりますが、付託される委員会が異なりますので、議案が二つに分かれております。議案第8号は、法改正に伴い、既存不適格建築物の省エネ改修等における制限の緩和に伴う認定申請手数料の新設、長期優良住宅の建築等計画・維持保全計画に係る認定申請手数料の増額、その他文言を整理する改正であり、長期優良住宅認定手数料の改正については本年7月1日から、それ以外は本年4月1日から施行するものです。議案第9号は、地方分権推進計画に基づく定期的な手数料の見直しに伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に係る審査手数料を改正するもので、本年4月1日から施行するものです。議案第10号土浦市印鑑条例等の一部改正については、印鑑登録システムの標準化による様式等の全国統一に伴う文言の整理、顔認証マイナンバーカードの導入に伴う基準の改正、らくらく窓口証明書交付サービス、市役所窓口に設置したパソコンから、利用者がコンビニ交付と同じ画面を操作し、証明書を自動作成するサービスを導入することに伴う基準の改正などであり、印鑑登録システムの標準化に係る改正は、本年4月1日から、それ以外は公布の日から施行するものです。9ページをお願いいたします。議案第11号土浦市男女共同参画センター条例の一部改正については、土曜日の利用者の減少に伴い、土曜日も休館日とするなどの改正であり、本年4月1日から施行するものです。議案第12号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、保育施設等の運営に関する基準のデジタル化を図るもので、施設の運営に係る重要事項の掲示について、書面での掲示に加え、インターネットを利用して閲覧に供しなければならないとするなどの改正であり、本年4月1日から施行するものです。10ページをお願いいたします。議案第13号から12ページの議案第16号までの介護に関する各条例の一部改正については、いずれも介護サービスに係る基準についての改正で、3年に

1 度の介護報酬に係る改定にあわせ、これまでも改正を行っており、今回も関係省令の改正に伴い、運営規定等の重要事項のウェブサイトへの掲載などの新たな義務規定の追加、管理者の兼務要件の緩和などの人員等の基準の改正など、所要の改正を行うものであり、本年 4 月 1 日から施行するものです。12 ページをお願いいたします。議案第 17 号土浦市介護保険条例の一部改正については、第 9 次の介護保険事業計画に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料額について改正するものであり、本年 4 月 1 日から施行するものです。改正後の基準額は、年額 7 万 3,800 円、13 の所得段階ごとの保険料は表のとおりとなるものです。13 ページをお願いいたします。議案第 18 号土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正については、県の制度改正に伴い、重度心身障害者等医療福祉制度、マル福制度の対象者の範囲を拡大し、精神・身体障害者手帳の重複所持者等を対象者として追加するなどの改正であり、本年 4 月 1 日から施行するものです。議案第 19 号 土浦市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、使用料の算定方法等の明確化や、文言を整理するなどの改正であり、本年 4 月 1 日から施行するものです。議案第 20 号土浦市沖宿漁港管理条例の一部改正については、引用する法律名の変更や文言整理などの改正であり、本年 4 月 1 日から施行するものです。議案第 21 号りんりんポート土浦条例の一部改正については、利用者の利便性の向上を図るため、使用料の納入期限を緩和するなどの改正であり、本年 4 月 1 日から施行するものです。14 ページをお願いいたします。議案第 22 号土浦市建築基準条例の一部改正については、法改正に伴うもので、防火上・避難上支障がない範囲内で、部分的な木造化を可能とする主要構造部規制の合理化に係る改正であり、本年 4 月 1 日から施行するものです。議案第 23 号土浦市営住宅条例の一部改正については、法改正に伴うもので、引用する法律の条項ずれの整理、市営住宅及び駐車場の位置の訂正、その他文言を整理するなどの改正であり、本年 4 月 1 日から施行するものです。15 ページをお願いいたします。議案第 24 号土浦市立学校の設置及び管理に関する条例及び土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正については、各小中学校等及び各小学校等の児童クラブの所在する位置の訂正、上大津東小学校と菅谷小学校の統合により、その名称を上大津小学校とするなどの改正であり、統合小学校を除いて、公布の日から施行するものです。議案第 25 号土浦市水道事業給水条例の一部改正については、法改正に伴うもので、水道行政における国の所管替えに伴う所要の改正及び文言の整理などであり、本年 4 月 1 日から施行するものです。16 ページをお願いいたします。議案第 26 号土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、法改正に伴い、非常勤消防団員等の損害賠償に係る保証基礎額を引き上げるもので、本年 4 月 1 日から施行するものです。条例につきましては以上 26 件でございます。

○吉田委員長 それではただいまの説明で、委員の皆様何かございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 すいません。1 件だけちょっと教えていただければと思ったんですが、議案第 5 号なんですけれども、産業医の件なんですけど、報酬を挙げていただくのは全然それが何か理由がもしわかれば教えてください。

○船沢市長公室長 産業医の今現在の状況なんですが、6万ということでございまして実は、土浦市と消防本部と学校と3ヶ所で、それぞれ6万ずつ払っておるんですが、実際の産業医のかかる業務量、職員室の数も違いますし、あとは近隣と比較した場合に、やはり6万という数字が低かったということで、近隣の平均的な水準、それから他の施設のバランスを考えた上で、今回10万という金額で提案させていただくものでございます。

○吉田委員長 わかりました。ありがとうございます。その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですので、次に予算について説明をお願いいたします

○船沢市長公室長 17ページをお願いいたします。続きまして、議案第27号から34号は、令和6年度一般会計及び各特別会計の予算案でございます。予算総括表を御覧いただきたいと思います。令和6年度の一般会計は、567億3,000万円で、令和5年度の当初予算と比較いたしますと14億5,000万円2.6%の増。特別会計等は、422億1,000万円で、前年度比5億6,000万円1.3%の増。全体では、989億4,000万円、前年度比20億1,000万円2.1%の増となっております。18ページをお願いいたします。一般会計の歳入、歳出予算の表となります。歳入では、主なものを申し上げますと、上から1項目、市税は、3年毎の評価替えに伴い、固定資産税等が減少するものの、経済の改善などに伴い個人・法人市民税の増加が見込まれ、令和5年度の当初予算と比較すると6億9,037万7千円の増。4項目め、地方特例交付金は、定額減税に係る減収分の補てんがあることから6億872万2千円の増、その下の、地方交付税は、原資となる国税収入の増加見込みなどに伴い、3億6,360万4,000円の増、8項目め、国庫支出金は、霞ヶ岡保育所の民営化に伴う施設整備に係る交付金の増などにより、4億3,539万6,000円の増。下から3項目め、諸収入は、給食費の無償化などにより、4億9,058万円の減、その下の、市債は、臨時財政対策債の減少などにより、8億8,254万4千円の減となりました。歳出では、民生費は、扶助費が毎年増しているほか、私立保育園整備事業の増などにより、12億7,497万円の増。衛生費は、清掃センターや最終処分場の維持管理事業の増などにより、6億5,310万3,000円の増。土木費は、神立駅 西口地区 土地区画整理 事業の完了などにより、3億9,888万2,000円の減。教育費は、博物館の大規模改修の完了などにより6億1,807万6,000円の減。公債費は、毎年増しておりまして、2億4,157万2,000円の増となっております。新年度予算につきましては以上でございます。

○吉田委員長 ただいまの説明で何かございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 次に先議議案について説明をお願いいたします。

○船沢市長公室長 続きまして、議案第35号令和5年度土浦市一般会計補正予算（第9回）。こちらは、物価高騰対応重点支援給付金給付事業に係る補正予算を計上するもので、議会初日に先議をお願いするものです。今回の補正は、予算総括表一般会計歳入歳

出予算の表にございますとおり、一般会計の歳入歳出それぞれ、4億3,394万円を追加し、総額を620億6,425万1,000円とするものです。具体的な内容は、概要を御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費については、電力、ガス、食料品等の価格高騰に直面する低所得世帯、今回は令和5年度の住民税均等割のみの課税世帯に対して、一世帯当たり10万円。また、低所得の子育て世帯への加算として、令和5年度の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみの課税世帯において扶養されている、18歳以下の児童を対象として、一人当たり5万円を支給するための補助金及び支給に係る事務費を計上するものであり、同費用は全額国費で賄われることから、歳入に特定財源として国庫支出金を同額計上するものです。説明につきましては以上でございます。

○吉田委員長 ただいまの説明で何かございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようでございます。次に、市道の認定等から人事について説明をお願いいたします。

○船沢市長公室長 20ページをお願いいたします。市道の認定等2件です。議案第36号市道の路線の認定については、20ページの、木田余214号線は、国道354号線整備工事に伴い、側道が新設され県から移管されたもの。21ページの並木四丁目26号線。22ページの、北荒川沖11・12号線。23ページの、荒川沖西二丁目27号線は、民間会社の開発行為に伴い、市道認定するものです。24ページをお願いいたします。議案第37号市道の路線の変更については、国道354号線の拡幅に伴い、木田余124号線の起点を変更するものです。25ページをお願いいたします。その他の単独議案1件です。議案第38号損害賠償の額の決定については、土浦市後期高齢者医療特別会計における消費税の申告漏れに係る損害賠償です。本市が後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施している高齢者の検診事業について、消費税・地方消費税の申告及び納付が必要なが判明したことから、過去5年分の無申告加算税及び延滞税を納付する必要が生じ、損害賠償として議決が必要ながことから、議案として提出するものです。なお、この後の補正予算におきまして、消費税相当額も含めて計上しております。また、本市が民間事業者へ委託している障害者相談支援事業についても、消費税の課税対象であることが判明したことから、委託先が納付する消費税や延滞税等相当額を、合わせて補正予算として計上しております。続きまして、追加議案として提出を予定しております令和5年度の補正予算です。議案第39号から議案第44号は、当初予算に見込めなかった事業費等の計上や、例年行われております、決算見込みによる増額、減額などの補正予算の計上です。追加議案となります補正予算は、予算総括表にもございますとおり、歳入歳出それぞれ、一般会計に23億8,993万6,000円を、特別会計に1億6,886万6,000円、合計で25億5,880万2,000円を増額計上し、総額を1,067億3,065万6,000円とするものです。26ページをお願いいたします。一般会計の歳入、歳出予算の表となります。補正内容が、多数となっていることから、主な内容のみ御説明させていただきます。表の下ございま

すように、歳入については、市税が、個人・法人市民税の増などにより、当初予算から、10億0,756万5,000円の増、地方交付税は、追加交付があったことなどから11億254万3,000円の増。地方消費税交付金は、1億3,158万7,000円の減となっております。歳出については、例年、3月の補正は、事業費の実績見込みに伴う増減の補正が主なものとなりますが、今回は、小中学校の長寿命化改良事業が前倒しにより、18億5,641万2,000円の計上、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金の返還が、7億7,921万1,000円の計上、歳入増により、公共施設等総合管理基金、市立学校施設整備基金にそれぞれ2億円余りの積立金の計上。木田余神立線街路事業が、用地交渉で契約に至っていない案件の4億5,042万円の減額計上となっております。27ページをお願いいたします。最後に、最終日に提出を予定しております人事案件です。議案第45号土浦市監査委員の選任の同意については、委員1名が3月をもって任期が満了となることから、委員の選任を行うものです。第1回定例会に提出いたします議案等の説明は、以上でございます。

○吉田委員長 それではただいまの説明で何かございますでしょうか。

○勝田委員 はい26ページなんですけども、歳出で一番下の木田余神立線は用地交渉がないということで、理解いたしました。毎年ですね街路事業は繰り越しというのは発生しますよね。2年発生するものもあるし、そういったものというのをなるべく今まで産業建設委員会なんかでも、なるべく工事を早めにやっていただいて、繰り越しをしないようにされてはどうですかという意見は出てたと思うんですが、今私その委員会じゃないのでわからないんですけど、今年の見込みというのは、その繰り越し等に関しては例年同じようなものなんじゃないかな。

○船沢市長公室長 街路事業等ですね、多々国費ももらってるやつで繰り越しがございまして、こちらの木田余神立線につきましては、新年度もやはりここは1回減額してございますが、当然また地権者交渉続けますので、新年度予算の中で、改めてこの補償費について計上させていただいたような状況でございます。実際また細かい説明の方は、議会のほうで説明させていただきますが、例年規模のやはり繰り越しはございます。

○小坂委員 すいません監査委員について藤田監査委員がお辞めになるということではよろしいのかなと思うんですけど。

○船沢市長公室長 おっしゃるとおり代表監査委員の方が任期満了になります。

○吉田委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 追加議案の提出については以上であります。その他、執行部から何かありますか。

○片山副市長 ございません。

○吉田委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

<執行部 退席>

○吉田委員長 それでは次に、各種委員会等委員の選出について御協議をお願いします。

事務局から説明願います。

○**天貝事務局次長** はいそれでは、サイドブックの件名一覧をお開きいただきたいと思います。一番頭にあるファイルで、各種委員会委員の選出についてという資料がございます。今回の各種委員会の委員につきましては2件ございまして、1件目が土浦市立学校給食センター運営審議会委員。こちらにつきましては選出すべき人数が3名であります。従来の選出方法は各常任委員会から1名選出というものでございます。続きまして土浦市学区審議会委員。こちらは選出すべき人数が4名ということで、従来の方法としましては、総務市民、産業建設委員会から各1名。そして文教厚生委員会から2名選出しているというものでございます。それぞれの選出方法につきまして御協議をお願いいたします。

○**吉田委員長** 委員の皆様からただいまの説明について、御意見等ございますでしょうか。

(「従来どおり」の声あり)

○**吉田委員長** わかりました。ありがとうございます。それでは、ただいま説明のあった各種委員会委員についての選出方法は、事務局から説明のあった従来の選出方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○**吉田委員長** 異議なしと認めますそれでは従来通りの選出方法といたします。次に、協議事項3、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望について、協議に移ります。事務局から説明をお願いします。

○**天貝事務局次長** 資料はナンバー4になります。例年この時期に提出されております要望ということでございます。中身の要点としましては、本文の後ろから二つ目の段落に記載されていますように、市区町村においても、厳しい財政事情の中ですが、国の補助金と同額以上の補助金の確保や、センターに対する地区町村等の公共からの事業発注の確保について強く要望いたします。という部分になるかと思います。先例では、全協にコピーを配布することになっておりますので、御協議をお願いいたします。

○**吉田委員長** ただいまの質問、説明について、何か御意見ございますか

(「なし」の声あり)

○**吉田委員長** それでは事務局説明のとおり、全員協議会において、全議員に配布することで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**吉田委員長** それでは、ただいまのとおり決定いたします。次に、協議事項4、一般質問における一問一答方式の手法の検討について、事務局より説明をお願いします。

○**天貝議会事務局次長** 本市議会で行っている一問一答方式は、初めに全ての質問及び答弁を一括してやり取りした後、2回目の質問から一問一答方式に移行していく手法を採用しております。委員長から他の自治体がどのような手法で行っているのか調査して欲しいという指示がありましたので、事務局で県内の他の31市の議会の状況を調査いたしました。その結果が資料5にまとめたものです。左から2列目が各市の質問方式の種

類を示したもので、水戸市の総括質問とは本市議会というところの一括質問一括答弁方式を指すものです。水戸を除いた全ての市で一問一答方式を採用しており、本市と同様に一括質問一括答弁方式と一問一答方式の選択制にしている市と一問一答方式に限定している市と、1ページの常総市の様に総括と一問一答と総括・一問一答の三択にしている市もございます。この一問一答は初めから一問一答で行う方式で、総括・一問一答は本市と同様一括から一問一答へ移行する手法を指します。次にその右の列に各市の一問一答方式に限定した実施方法を調査した結果を記しております。方法としては2種類ありまして、本市と同様一括から一問一答へ移行する方法と、初めから一問一答で行う方法でありまして、これらの手法の選択制を採用している市もございます。一括から一問一答へ移行する方法を採用しているのが5市、初めから一問一答が21市、両方法の選択制を採用しているのが4市という状況でございました。初めから一問一答で行う方法の問題点としましては、質問項目がいくつかある中で、初めの頃の項目に熱が入り時間を使い過ぎてしまい、後半の質問に入る前に制限時間を迎えてしまう事例があるようです。一括から一問一答へ移行する方法の場合でも同じようなことが有り得ますが、一度答弁を貰えるという違いがあります。この調査結果を踏まえ議長に相談した結果、本市議会の一問一答方式の在り方について議運に諮問することとなりましたので、変更するか否か御協議をお願いいたします。選択肢としては3パターンあるかと考えておりまして、一つは現状のまま、二つ目は初めから一問一答で行う方法に変更する、3つ目としては一括から一問一答へ移行する方法と初めから一問一答で行う方法の選択制とするというものです。御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。ただいまの説明ございました、3パターン示された中でございますが、皆様からきたんのない御意見を伺えればというふうに思います。

○小坂委員 一問一答についてですね。最初から一問一答でやりたいというようなことが提案されてるというふうに理解していいですかね。

○吉田委員長 そうですね。

○小坂委員 それを今日は議論して、やるかやらないかということですよね。そこが、次長の説明だと他の例示を説明していただきましたんで。そうかなって思っちゃいますんで、よろしくお願いいたします。

○吉田委員長 その他御意見ございますが、まず初めから一問一答で行う方法を導入するか導入しないか、ここが一つ。そのあとでどういった形今までのものも一緒にやるのか選択制にするのか。という、その辺がくるかと思うんですけど。まず一問一答。初めからこれを導入するかしらないか。先ほど説明ありましたが、21市で初めからという、そういう状況があるよということは、今次長の方からお話いただいたところなんですけれども。まず、導入することに御異議がある方いらっしゃいますかね。

○勝田委員 ありがとうございます。確認なんですけど、一括質問一括答弁方式をなくすという前提なんですか。それは、併用でやろうと。

○吉田委員長 考え方としては、選択制がいいのかなというふうには、思うところでは

あります。

○勝田委員 それも含めてというそういうことですね。

○吉田委員長 3パターンあるとなりますんでもしこれを入れました。

○勝田委員 私は一括質問一括答弁方式というのと今一問一答と二つあるわけですけども、これは今のところは両方残すべきではないかなというふうには思います。、ちょっと一括質問一括答弁をすぐなくすというのはちょっと急な変化すぎて、そういった質問方法が良いと思われてる議員の方もいらっしゃると思いますんで、それを併用していただきたいというのが私の意見ございます。二つ目は今の一問一答方式というもののメリット、デメリット、あるいは最初から一問一答のメリット、デメリットで、備考欄にデメリットの部分っていうのはよくわかったんですけども。メリットの部分に関してわかりやすいということなんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりは、何て言うのかな調査したものってありますかね。

○天貝議会事務局次長 調査した中で最初から一問一答やることによるメリットというのは特には聞こえてはきてませんけれども、今勝田委員がおっしゃったように、頭から一問一答でかけ合いじゃないですけども、やっていけば、聞いている方も非常にわかりやすいというメリットとが一般的なのかなと思います。

○勝田委員 私もそういうふうには感じてはいるんですね。今のやり方がちょっと質問がたくさんある方は、一つだけの方というのは特に問題ないですけど、わかりづらいのかなあと。質問しながらちょっと感じてるところもあるんですが、傍聴されてる方、あるいはその市民の方から、それに関しての意見って何か来てますか。今の一問一答方式がちょっと、例えばわかりづらいとか。

○天貝議会事務局次長 2年ぐらい前でしょうかね。一般の市民の方が、つくば市をよく傍聴され、ネットで見てるのかわからないですけども、見てるという中で一問一答が多いんだよと。つくば市は非常にわかりやすい。土浦市は、一問一答少ないですねっていうふうに言われた経緯はございます。

○勝田委員 つくば市さんは一括から一問一答ですね。これね、この表を見ますと、最初から一問一答ではないんでしょうか。

○天貝議会事務局次長 そうですねつくば市は資料になるとそうなってますが、その方はそういうふうにおっしゃってまして。どちらがちょっと勘違いされてるのかもしれないですけど、一問一答の方がわかりやすいっていうようなことを、聞いたことはございます。

○矢口委員 私も新しいこの一問一答の導入には前向きというか、検討すべきかなと思ってます。その理由として、個人的に周辺の市町村の議会を傍聴に言ってるんですが、何の予備知識もなく、要は一般市民の感覚で傍聴席で、このやりとりを聞いてるとやはり確かにわかりやすい。一方でこの備考欄に書いてある通り、途中で終わってしまったという事例もありました。これ具体的に言っているんでしょうかね。かすみがうら市の今の市長、宮島市長が議員時代、時にはまさにそれを、これ革新的にやった、御本人に終わったと聞いたときに、1番目の質問でも最初っからやるつもりだったからいい

んだっておっしゃってましたけどそういう事例もありました。そういうことで市民目線というか傍聴者目線から考えたときに、やはりこの方式の方がいいという一方で、今までのやり方も残すことに、両方を併用することに対するデメリットは感じられないような気がするんで、前向きに検討する方がよろしいかなというのは私の意見です。以上です。

○目黒副委員長 私も前、前回の議会で初めて、一問一答をやらせていただきまして、今までずっと一括でやらせていただいたので、ちょっと頭のこの切り換えっていうところで、一問一答の演台に立った時のそのやりとりが初めてではあったんですけども、その時は、各執行部の方との入念なやりとりの、ちょっと打ち合わせも事前もあったので、自分としては滞りなくできたなと思っているんですけども、やっぱり聞く方からするとやりとりがどこで切り替わってるのかっていうのがちょっと、ちょっと気抜いちゃうと、わかんなくなっちゃうんじゃないかなっていうようなところもあるかなと私もやって思いました。なので、最初からの一問一答の。やり方も選択肢にあった方がいいと思います。一応ちょっと一つ質問なんですけどももしそれが導入された場合最初から一問一答の演台に立ってやるっていうそういうイメージでよろしいですか。

○天貝議会事務局次長 その辺につきましては今回導入するとまず決定して先例集の変更が必要になってきますので、そこで御協議いただきたいと考えております。イメージとしては演壇でやる、もしくは最初から質問席でやるという方法がありますので、両方ともメリット、デメリットあるのかもしれないので、後程御協議いただく予定でございます。

○目黒副委員長 このことについては、議運だけじゃなくて、各議員にこのことをはかって決めるのか、ここで決めちゃうのか。議運で決めるのがどうなりますか。

○天貝議会事務局次長 議長の方から各会派の代表者の方へ、議運で一問一答について協議してもらうんだよということでお話はさせていただいております。議会の運営に関することですので、そういった話もしたということでここで決めていただいて、後で全協で委員長の方から報告していただくと。その中で全協でまた違って御意見があればまた協議し直すということも場合によってはあるかというふうに考えております。

○吉田委員長 それではまず初めからの、まず一問一答で行う方法を、こういうを導入するかしないかということで、導入するというので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 御異議なしと認めます。それでは導入することといたします。次に初めから一問一答で行う方法のみとするのか、従来の方法を含めた選択制とするか、御協議を願いたいと思います。先ほどの話からですね、選択制という、今までの残して、二つですね、一括質問それから一括そして一問一答。それから、今回新しく、始めからの一問一答ということの3パターン。これを選択制とするという、そういう方向で御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 御異議なしと認めます。それでは選択制ということでやっていきたいと

いうふうに思います。それではこれにより、先例集の変更が必要となりますので、先例集の改正案をタブレットにアップ願います。

(先例案をタブレットに掲載)

○吉田委員長 それでは事務局より説明願います。

○天貝議会事務局次長 はいそれでは選択制ということになりますので、それに対応する先例集の改正案を示したものでございます。こちら朗読して参りたいと思いますまず右側の現行です。65番、一般質問は一括方式のほか、一問一答方式の選択ができるというものを。左側の改正後では、一般質問は一括方式、または一問一答方式とする。この場合において一問一答方式による質問は一問一答。これは最初から一問一答なるんですね。または、現状の一括一問一答とするということに改正する案でございます。続きまして下の69番です。現行の方では、一問一答方式は1回目の質問、答弁は演壇で行い、2回目以降の質問。括弧再質問から、質問は演壇対面の質問席で行い、執行部の答弁は自席で起立して行い、制限時間は70分以内とする。なお執行部の答弁の際には、質問席に用意してある椅子に着座していくこととする。こちらを左のように、一問一答方式は制限時間を70分とし、次に掲げる方法によるものとする。(1)一問一答一つの質問ごとに答弁を行い、再質問及び答弁も同様とする。この場合において1回目の質問及び答弁は演壇で行い、2回目以降の質問は質問席で、答弁は執行部席で行う、発言をする際は記述するものとする。(2)一括一問一答1回目の質問及び答弁は演壇で一括に行い、2回目以降の質問は質問席で答弁は執行部席で一問一答により行う。この場合において発言する際は起立するものとする。という改正案でございます(2)につきましては現状のものと同じ手法でございます。この後ディスプレイに補助資料を投影するという県も御協議いただく予定ではございますけれども、そのディスプレイの仕様については執行部の側も使用する計画であることから、配線のある演壇で1度は、答弁の機会を設けようという今回のこの内容でございます。ただそうしますと、1項目めの質問についての補助資料は執行部はディスプレイ使用できますけれども、2項目目、3項目目にあたる補助資料は使用できないという現象が起きてきます。そういったことを含めまして御協議いただければと思います以上でございます。

○吉田委員長 ただいま、見直しについての御説明がございました。皆様からの御意見はございますか。

○田中委員 ちょっと確認なんですけど、そうすると今までの一問一答方式っていうのは、一括一問一答方式だったってことなんですか。

○吉田委員長 はい、そうです。

○田中委員 それともう一つはこの69の(1)で2回目以降の質問は、質問席で答弁は執行部席で行うっていうのは、答弁は執行部は執行部さんの席で行って、発言する際は起立するものとするっていうのは、質問席で起立ということなんですか。

○天貝議会事務局次長 現在も運用されてますように、発言する際は、議員側は質問席に着いた場合には、起立して行っていただいて、答弁を聞くときは隣のスペースで、着座していただけてますので同じような運用と。執行部につきましても自席で答弁する際

は起立して、現状と同じような起立して行うということでございます。

○田中委員 同じではないんですよね。一問一答のときという一括一問一答の時の。

○吉田委員長 ちょっと説明もう一度説明していただきますね。

○天貝議会事務局次長 (1)の場合は、頭から一問一答ということでございますので、一つの質問を議員側はして、執行側それに対して答えると。その掛け合いでないですけども行ったり来たりのカッチボールをするということで。(2)は現状と同じようなやり方ですので、項目すべての質問をまず行って、そのあと答弁側も、すべての項目について1度は答弁をします。そのあと一問一答に移行していくというものでございます。

○田中委員 1回目は1回目っていう、演壇で行うから反対が行くってことですね。その場合は一括全部言うけど、普通の一問一答の時は一つの質問だけして、反対側に回るってことでいいってことですね。

○天貝議会事務局次長 やり方としては他の市の状況をもう少し調べたんですけども、頭から一問一答でやる場合も、質問席で頭からやるパターン。要するに議長のほうへ向かって、そうすると傍聴席の方には1度も議員が向けないということになります。他の市では1回は、傍聴席の方を見て、傍聴席に向かってまた他の議員に向かって質問をするというやり方もありますので、どちらもメリットデメリットあるのかなと思いますけども、1度この案としては1度は傍聴者の方へ向くという案でございまして、執行部も同様に演壇に1度は行くというもので、先ほど申し上げましたけども、演壇と質問席には今回ディスプレイ用の配線が施されましたけども、執行部の自席には配線がございませんので、1度は執行部にもディスプレイに接続できる機会を設けたという案でございます。

○矢口委員 次長の御説明の中のちょっと確認ですよろしいですか。まずディスプレイは先ほどの説明でわかりました。要は質問者側、演壇だろうと質問席だろうとつないで映すことができる一方で、執行部は自席での答弁だと、ディスプレイを使えないんで、そこは配慮して、演壇も使うということでしたよね。あと、69に書かれてる(1)の部分の解釈の仕方なんですけど、一つの質問ごとに答弁を行い、1回目の質問及び答弁を演壇で行いというこの1回目の意味なんですけど、大きな1番2番3番とあったし、ときに、1番の大きな質問をして、自席に戻るで、1番の質問をやりとりして、大きな2番に移りますとなったときに、また演壇に上がるのかそれともそれは自席でやるのか、これはこれから決めるということでしょうかね。

○天貝議会事務局次長 はい。他の市の状況を見たんですけども、他の市では項目が123とあったとして、1項目めの頭だけ演壇でやっておりました。2項目の頭、もう1回行くかどうかっていうと、いかない市がございました。そういうふうにやっているとところが多かったというものでございます。ですので執行部側も、本当の1項目の一番最初だけ演壇に出てそのあとは自席で行っていたというケースがございました。ですので、あくまでも大きな1項目の中で例えば(1)(2)とあったとしても、(1)の1項目めだけ演壇でというスタイルになるのかなと思います。やり方については、皆さんで御協議いただくことになりますのでお願いしたいと思います。1項目めの頭だけ、2項目の頭

だけ演題に出るというふうになると非常に複雑になってくるのかなという感じがしますので、その辺も含めまして御協議いただきたいと思います。

○小坂委員 今の件とはちょっと違うんですけど、例えば1、2、3と質問出してですね、今日はもう1、2はやらないと。3番目からやるって、それでいいかなっていう。ただあとはそのあと1、2やるとかね。そういうことも、番号って別に順番っていうことではないんだらうから、一問一答の場合は。それはそれで可能なんですかねっていうこともちょっと考えといていただきたいなと。

○天貝議会事務局次長 基本的には番号順にやっていただくのが、どこにもルールとしては書いてないんですけれども。それが通常なのかなというふうに思いますので、1番を順にやっていただいて、1項目はもうやらない取り止めだということであれば、2項目から始めるということは、今までも実施しておりますので、それはありだと思いますけれども。順番を変えるっていうのはよろしくないのかなというふうに思います。

○矢口委員 今のそのやりとりの中でちょっと一つ気になったっていうか、気がついたことあるんですけど、執行部も答弁で資料を提示したいときがあったときに、その一番2番3番の中で今のこの流れだと一番しか資料が、提示できないということになってくるんでそこら辺の運用ちょっと考慮しないといけないかなって思いましたものですから、例えば2番だけ、執行部が、というか、1、2、3って質問通告を出した時にもう、順番が決定しちゃってるわけですね。で、そのあと、執行部との答弁調整をして、資料を使いたいって言った時に、このやり方だと、執行部の方のやり方に足かせをつけてしまうような気もするんでそこをちょっと今考慮しないといけないなっていうのを気が付きました。以上です。

○吉田委員長 なかなかその執行部側の席にそれがないということがちょっとネックになってきてしまうのかなと思うので、2番3番で使いたいなと思ったときに、出てきていただいて、使うときには説明をするというのを、前に通告して打ち合わせをした時に、きちっとその辺が決まっていれば出てくるということまでできていただいて、演題に出てきていただいて執行部がですね、それをディスプレイを映す。そういったものを使うという状況というのも考慮しておくことが、今、矢口委員のおっしゃるっていうのはそこなんだろうなというふうに思いますので、そういうことは可能ですかね。

はい執行部の方に配慮するということもある程度必要かとは思っていますので。

○天貝議会事務局次長 そういふ運用をした場合、ちょっとシミュレーションをさせていただいて、いろんな不都合が出てくる可能性もありますので、少しお時間をいただければというふうに思いますので、先例についてまた持ち越して、次の機会に御協議いただくようなことになろうかと思っておりますけれども。

○吉田委員長 それでよければ事務局の方で少しお時間いただいて考えたいと思います。それでは、今、令和6年第2回定例会からの運用ということで、本定例会ではちょっと間に合いませんので、ディスプレイの使用という点では、今回も今回からそれは可能ということでありますけれども、一問一答方式、初めからの一問一答式を用いるというのは、令和6年の第2回定例会の導入ということで、その点については、御異議ございま

せんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしということで。ありがとうございます。それでは令和6年第2回の定例会に導入する方向で調整してまいります。今いただいた御意見等、しっかりとシミュレーションした上で第2回定例会に向けて調整をしていきたいと思います。

○天貝議会事務局次長 先ほど小坂委員からお話があった順番の質問ですが、一般質問通告書の中に、発言する順番で記載するようにというふうに書いてございますので、そういった運用でお願いしたいと思います。以上でございます。

○吉田委員長 それでは、全員協議会にて私の方から報告した上で、令和6年第2回定例会より、導入する方向で調整をしてまいりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。次に協議事項5、請願陳情の取扱い基準の明文化について協議を願ひます。事務局から説明願ひます。

○天貝議会事務局次長 12月定例会前に提出のあった児童クラブの運営会社に係る陳情につきましては、企業名が容易に特定でき、当該企業が不利益を被る懸念があることから、12月定例会に上程しないという判断に至りました。その様な内容が含まれる請願・陳情の取扱いの判断基準を予め明確化しておけば、議会運営委員会の判断材料になるとともに、提出自体を御遠慮してもらうよう要請することができることとなりますので、御協議いただくものです。現在、議会のホームページで請願陳情の提出方法について御案内している内容になります。ページの下に記載しているページ数で3ページを御覧いただき、請願・陳情に馴染まない御遠慮いただくものとして、記載の8点を掲げております。この中に今回の様な事例に当てはまるものが無いことから、改めて整理した上で先例集に明文化すると共にホームページの注意事項も更新しようというものです。資料につきましては、6でございます。現在議会のホームページで請願陳情の提出方法について御案内している内容になります。ページの下に記載しているページ数で3ページを御覧いただきたいと思ひます。請願陳情になじまない、御遠慮いただくものとして記載の発展を挙げております。この中に今回のような事例に当てはまるものがないことから、改めて整理した上で、先例集に明文化するとともに、ホームページの注意事項も更新しようというものでございます。それで4ページをお願いいたします。先例集の改正案をお示ししたものでございまして3番の失礼しました。2番の改正内容を御覧いただきたいと思ひます。こちら朗読して参ります。現行では陳情については、議長より取り扱いについて諮問があったものにあつたものについてのみ議会運営委員会で協議するとされているものを、改正後は、議長は受理をした請願及び陳情の取り扱いについて、議会運営委員会に諮問することができる。この場合において、当該請願及び陳情に次に掲げる内容が含まれ、る時はその扱いを全議員へ、への報告にとどめるものとする。(1)法令または公序良俗に反する恐れのあるもの。(2)特定の個人または団体を誹謗中傷し、その名称を傷つけ、または信用失墜させる恐れのあるもの、(3)係争中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵す恐れのあるもの。(4)私人間で解決すべき問題と考えられるもの、(5)すでに願意が達成されているもの、または実現の見通しが明らかな

もの。(6)市職員の身分に関し、懲戒分限など個別の処分を求めるもの、(7)前各号に掲げるもののほか、陳情書の内容が議会で審査することが適当でないと判断されるもの。でございます。12月の定例会の事例につきましては、(2)の特定の団体の信用を失墜されるさせる恐れのあるものに該当しますので、あらかじめ提出者から相談があれば御遠慮いただくということも可能になります。こちらの運用開始時期につきましても6月定例会を予定しているものでございます。説明は以上です。

○吉田委員長 ただいま説明がございました通り、事務局の説明の通りということによってよろしいでしょうか。

○小坂委員 特定の個人または団体を誹謗中傷し、その名誉を傷つけということがこれありますが、逆にそうでない場合は載せてもいいのかっていうのが一つと、それから例えば、これは陳情請願ですが、監査請求とかってのはまた別のことだと思いますけどちょっと聞きたいのは、その時は、例えば団体特定しないと請求できないんで、それはこれに当たらないんだろと思うんですけど、参考までにすいませんお願いします。

○天貝議会事務局次長 プライバシーの侵害に当たらないとか、そういう条件つきではありますけれども、個人及び団体であっても不利益がおおむる恐れがないものについては、記載がされても問題ないという解釈で。もう一つは監査請求の場合においては、要するに特定しなければ、監査請求は当然想像になってしまいますけれども、監査請求の方は不特定できないとき、今おっしゃったようにできないと思いますので、問題ないんじゃないかなというふうには思います。

○勝田委員 ありがとうございます。今の特定の団体または誹謗中傷、これはそのとおりだなというふうに思うんですが、何か問題があって解決をして欲しいから陳情するという趣旨の場合、相手方がいるわけですね。何か問題があるということは、そのあたりの何ていうのかな。表現。どうすればいいんだというところなんですけども、ちょっと案、アイデアがあって聞きたい。聞きたいのはですね、一切議会は、これは報告はしますけど協議はしませんって言うてることですね。ここに該当することは、全議員には報告します。ただ協議はしませんよってということなんですけども。市民が問題解決のために、陳情した内容に関して、しかしながら相手方があることは、議会は一切協議はしませんよっていうことでいいのか、いや表現を変えてもらえれば、その限りではないということなのかというところがちょっとわかりづらい。わかりづらいというか、どういうふうに表現したらいいんでしょうかね。一切、いやうちはやりませんよということではちょっと冷たいんじゃないかなという気がするんですけども。

○天貝議会事務局次長 確かにクリアに線を引くっていうのは非常に難しいと事務局でも考えております。なるべく事務局の方でも事前に相談あった場合には、特定ができないような表現に直してもらいたいという要請はするつもりではありますけども。どうしても今、勝田委員がおっしゃったように、書かないとわからないっていう部分もあるかと思います。それに対して議会がどう判断するかと。門前払いというわけにはいかないという御意見はよくわかりますので。ケースバイケースの部分は出てくるかと思います。そういった場合は議会運営委員会でどうするかの協議を、個々の事例に照らし合わ

せて協議いただくことになろうかと思います。以上でございます。

○**勝田委員** 議会事務局次長も苦慮するところですよ。市長に対する陳情っていうのもあると思うんですけども。例えばその市町村に対する陳情に同じようなものが、具体的に言うと、この前の放課後児童クラブ問題で言えば、企業が特定しやすいですよ。そういったものが入ってしまった場合、受け取るんでしょうけども、それに対する回答をするかしないかっていう何かそういう規定ってのは市長側って何かあるんですかね。

○**天貝議会事務局次長** 市長に対する陳情というか要望等は非常に日頃から数多く来ておりまして、その中の一つがこんにちは市長さんというの制度があります。それについては、こんにちは市長さんは回答を要するか不要かという項目がございますので、提出者はそこにチェックを入れるということで、回答を要するという場合には必ず回答しております。その他の要望については、これは個々の判断になりますので市長側の判断ということになってこようかと思います。市長側へは当然生々しい表現で書かれている場合もありますけれども、それを公にして議論するということはございませんので、受け付けないということはございません。以上でございます。

○**勝田委員** ありがとうございます。そうしますと、議会の場合は、基本的にこれ公というか、公開しながらやるので、その点が違うので取り扱い、差があるというか、違って当然だろうという、当然というかそういったことなんでしょうかね。懸念から考えますと。

○**吉田委員長** その他ございますか。はい私の方からも、この2番のやはり特定の個人または団体を誹謗中傷しその名誉を傷つけ、または信用を失墜させる恐れのあるもの、こういうことが明確にこう見えているような文章が来たときにはよろしいんですけど、先ほど勝田委員がおっしゃった、その辺がグレーゾーンとか、その辺になりますと、これは議運に諮って、皆さんで協議をしなきゃならないという、そういう状況になるのかなというふうには私もちょっと自分で答え出したっておかしいんですけど、ちょっとそんなふうには私自身もちょっと、と考えるところでこの辺文章化するっていうのはなかなか難しいですね。そういった意味では、よく、皆さんで精査をして判断をしてかなきゃいけないことなんだなということを改めて感じた次第でございます私の御意見でございます。それではただいまの事務局の説明の通りということで、明文化についてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○**吉田委員長** 異議なしということで。それでは事務局説明のとおりといたします。次にその他の先例集の見直しについて、事務局から説明願います。

○**天貝議会事務局次長** 先程御協議いただき一問一答方式の変更に伴い影響が出てくる改正と、現行の先例集の規定の不明瞭な点について改正する提案で9件ございます。まず24番は議案の配布に関する規定で、真ん中の現行の規定では「翌日までに」又は「3日前までに」と規定されているものに、改正後では括弧書きで土日祝日を除く旨を追加し、期限を正確に表現するものです。続いて57番は代表質問に関する規定で、「質問できる会派は」という文言と「所属議員が2人以上の会派は」という文言は両方とも文

末の「代表質問ができる」に掛かるもので、主語が2つ重複しておりますので整理をするもので、意味合いの変更はございません。60番も代表質問に関する規定で、より分かり易く表現を改正すると共に、所属議員が同数の場合の質問順について、一度抽選で決定した順序は変更しない旨を規定するものです。なお、昨年12定例会で行った代表質問の際に、同数の会派の代表者には抽選で順序を決めていただいたと同時に、以降順序の変更をしない旨の了承を得ております。65と66につきましては順序を入れ替え、前後の項目との関連を持たせるもので、内容の変更はございません。続いて68番は一般質問に関する規定で、「制限時間は90分以内」を「制限時間は90分」と改める字句の整理と、一括方式での執行部答弁中の質問者の着席位置を明確にするものです。74番は一般質問における反問に関する規程で、反問の根拠となる基本条例の条項を明確にするとともに、「質問確認権」や「反論権」という表現が使用されていますが、主語が「反問権」であればこのままでよろしいと思いますが、主語が「反問」でありますので表現を改めるものです。また、反問に要する時間について表現を整理するものです。この部分について、朗読していきますと、現行では、反問は答弁の正確を期すことを目的に質問の意図根拠論点情報の出典等の質問、確認検討し、反論権は含まない。なお、反問を行使した場合は議員の持ち時間に含めるものとする。これを左側では土浦市議会基本条例第14条第3項に規定する反問は答弁の正確を期すことを目的に、質問の意図、根拠論点情報の出典等の確認とし、反論は含まない。なお、反問に要した時間は議員の持ち時間に含めるものとするという内容でございます。続いて75番は、討論の通告期限に関する規定で、期限を正確に表現するなどの改正です。最後に100番につきましては請願の紹介議員の制限に関する規定で、表現は正確なものに改めるものでございまして朗読しますと、所管の委員会に関する請願については紹介議員にならないこととする。これを、議員は、所属する委員会の所管事項に関する請願については、紹介議員にならないこととすると改めるものでございます。説明は以上です。

○吉田委員長 ただいまその他の政令市の見直しについて事務局から説明がございました。説明の通りということでよろしいですか。何か御意見があれば伺いますが。

○矢口委員 74番の件。私たちの議会で少なくとも私が議員になってから反問っていうのは行使されてないような気がするんですけど、今話題となってある議会では、市長がばんばん反問をしております。で、この反問のあり方とちょっと参考までに、どんなもんなのか。わかる範囲で教えていただければありがたいんです。

○天貝議会事務局次長 土浦市では、反論は認めない。あくまでも確認のための反問だよということになってますので、議員が言った質問に対してそれはこういうことだよというんですかと。そういった内容に今限定されてます。矢口委員がおっしゃった他の市の話では、反論も認めている市も、あるというふうに伺っております。反論ですから、例えば議員が提案する事業について、財源をどうするんだよという市長側が反論というか、そういった反問していると。それが本当に正しいのかというような反論をするような議会もあるというふうには伺っております。以上でございます。

○矢口委員 ありがとうございます今の説明よくわかりました。ちょっと今なぜ質問し

たかという、反問に要した時間を、議員の持ち時間に含めるということになってるんで、もし、今言った他の議会の例を挙げて、ああいうふうにならば本当に反論をゆるしてしまうと議員が言いたいことまるっきり言えなくなる。その持ち時間を使ってしまおうとなってしまうんですけど。改めてこの土浦市では反論はしないというのを確認できたんで、このままでいいと思います。ありがとうございました。

○吉田委員長 それではそのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 それでは事務局説明のとおりといたします。次に協議事項6手続きのオンライン化に係る標準会議規則改正への対応について、事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 令和5年4月の地方自治法の一部改正により地方議会に係るオンライン化が可能となったことを受け、全国市議会議長会が発出している標準会議規則及び標準委員会条例の一部改正案が示されました。改正の内容につきましては4ページを御覧ください。オンライン化が可能となった手続きには、住民が地方議会に提出する請願・陳情が主なもので、その他は議会内の各種手続きや、地方議会から国への意見書提出が該当します。この中で請願・陳情の提出手続きは、住民の利便性向上に資するものでありますのでオンライン化を進めるべきと考えますが、その反面課題もございます。住民がオンラインで請願陳情を提出する方法について説明いたしますと、提出者側は本人証明のための電子証明書が必要になることから、確定申告で使用するようなカードリーダーが必要になります。また受入側の行政はそれを受けるためのシステムを導入する必要があり、50万から200万の導入経費が掛かると言われております。課題としましては、例えば現在は窓口で対面にて事務局が請願・陳情の内容を確認し、提出者との会話を通して補正を促すなどの遣り取りをした上で受理をしており、この対面での遣り取りが重要であると考えていることから、それが無くなることに不安を感じているところです。また大量の陳情が送り付けられてしまう懸念もございます。近隣の議会ではつくば市がこのオンライン化を進めると伺っており、逆に直ぐには導入せずに様子を見る市議会が多い様に伺っております。事務局としましては、一度オンライン化のための会議規則改正を行いますと元に戻すことが難しくなることから、先行する市議会の状況を良く見極め、課題を整理した上で進めて参りたいと考えております。その時に合わせて他の手続きのオンライン化についても検討して参りたいと考えておりますので、御協議をお願いいたします。

○吉田委員長 ただいま説明がございました。皆様から御意見はありますか。

○矢口委員 今次長が示された大量に送りつけられてしまうという懸念は、よく全国一斉に送られる陳情をさしているのですか。

○天貝議会事務局次長 そういった懸念も当然、そういった方今も郵送できてますので、そういった懸念はもちろん、さらに提出しやすくなりますので、懸念をされるところでありますけれども。あとはある案件、問題となるような案件に対して大量に来るようなことも想定がされますのでそういったことを申し上げたところでございます。

○勝田委員 逆に今現在が陳情しづらいという話はあるですか。苦情がないのであれば

よその状況を見ながらやっていけば良いんじゃないかなと個人的には思います。来なければいけないので大変だという苦情があるのであれば。

○天貝議会事務局次長 私の知る範囲ではございません。

○吉田委員長 それでは先ほど説明がありました。やはり課題としての対面でやることのメリット、やっぱりとても重要だなというふうにお話伺いました。そうした状況がかんがみますと、しっかりと状況を見極めていただいて、課題の洗い出しそういったところを、他市の状況等々を見ながらですね、これは穂少し、時間を置いて調査をさせていただいた上で、また皆さんに諮るというような方向性にしたいかというふうに思いますが、皆様そういう考え方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○吉田委員長 それではそのようにさせていただきたいと存じます。ただいまの手続きのオンライン化に係る標準会議規則改正への対応については、事務局説明の通りということで進めさせていただきたいと存じます。次に、協議事項7、議場内補助資料投影用ディスプレイ運用基準についての協議に入る前に実際に議場で見ていただきたいと思います。暫時休憩といたします。

【休憩：午前11時37分】

【再開：午前11時52分】

○吉田委員長 それでは再開いたします。協議事項7議長内補助資料投影用ディスプレイ運用基準について事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 それではディスプレイの運用についてイメージを共有することができたと思いますので、改めて運用基準に関する申し合わせ事項をかいつまんで御説明いたします。2番の補助資料を作成するに当たってのルールにつきましては、(1)で希望する議員自らが資料を作成することとし、(2)でその内容は、質問に関連したものであることは勿論のこと、補助資料が多くなると会議録に影響してくることから必要最低限の枚数とすることといたします。(3)留意事項では、著作権やプライバシーに配慮することや、自身の写真を掲載し選挙活動と誤解されることのないよう留意する点を列挙しております。次のページの3番の資料の形式では、データはPDFで提出することとし、動画及び音声付きのものは認めないとしております。4の運用方法の(1)申請については、休日を除いた質問初日の2日前までに事務局にメール等で提出いただき、(2)では事務局が補助資料をサイドボックスに搭載し、使用する議員自らがタブレットを操作することといたします。エでは機器の不具合が発生した場合は暫時休憩し、不具合が解消できない場合はそのまま続行し、分かり易い説明をしていただくことになります。オでは、投影の準備時間、不具合対応時間は質問時間に含めるといたします。次のページの(3)発言要領では、後に会議録を読んだ際に内容が理解できるよう発言すること、また、タブレットの準備が整った時に事務局に「画面の切り替えをお願いします」と依頼するとともに、補助資料の投影を終了する時は「画面を戻してください」と指示をお願いするとしております。5のその他のアでは、J：COMの録画放映及びインターネットの録画配信への表示は行わないことを謳っております。イでは、執行部がディスプ

レイを使用する際もこの基準に準拠することとしますが、執行部の席にはタブレットに接続するケーブル配線が無いため、一問一答方式の際は1回目に登壇した時のみの使用に限定するものとしたしたいと存じます。運用開始につきましては、前回御協議いただいたとおり今定例会から運用して参りたいと存じます。4ページ・5ページには議員に提出いただく使用許可申請書の様式と市長用の様式を記載しております。なお、ディスプレイを使用せずにグッズなどの現物を見せたいというような場合は、これまで通り予め議長の許可を受けた上で持ち込むという運用になります。説明は以上です。

○吉田委員長 事務局からの説明等ですね先ほどの実際のシステムを見ていただきまして、皆様の御意見を伺いたいと思います。議場内補助資料等用ディスプレイ運用基準について、また修正点等を、ここはということがあれば、御意見を賜ればというふうに思います。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 やってみたいとわからないかなっていうところもあるかなと思うんですが、この運用基準等々を、次長見直しをやりながらですね、見直しをかけるということはできますでしょうか。

○天貝議会事務局次長 条例等ではございませんので議長決裁により運用していくことでございますのでその都度改正はできます。以上でございます。

○吉田委員長 ありがとうございます。そうしたことを踏まえまして皆様から何か今、検討あればお願いいたします。

○矢口委員 その他に書いてある録画放映配信には表示しないというところをもう少し確認したいんですけど、議場全体を映しててまるっきりディスプレイが映り込まないということなんですかね。

○天貝議会事務局次長 おそらく映らないかと思います。映ったとしても小さくて見えないという状況になろうかと思います。

○矢口委員 今回配布された議会報に今QRコード載せていただいて早速動画が見れられるようになり、やっぱり私たち議員もあれが今まで以上に市民の方に見てもらいやすくなったということなんで、ちょっと意識をしなきゃいけない部分もあるのかなと思うんで。今、このディスプレイを使って説明をしてるということをちょっと意識して話さなきゃいけないのかなって自分で思っただけなんですけど。

○吉田委員長 ありがとうございます。せっかくこうしてディスプレイも準備をしていただきましたので、できる限り、説明、市民が本当にわかりやすい、そういったものに心がけていくっていうのは、今、矢口委員がおっしゃったとおりかなというふうに思いますので、少しずつで、始めはきっと慣れないので、皆さんも温かい目で見えながら、前に進めていければなというふうには思うところでございます。それでは、今、よろしいですかね。この運用基準につきまして、事務局の説明の通りということで進めさせていただければかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。皆様それでよろしいですか。それで議場内補助資料は事務局の説明通りということで、本定例会から運用開始したいと存じますけれども、異議なしということでよろしいです

ね。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 よろしくお願ひしたいと存じます。異議なしといたします。それでは、本定例会から運用開始といたします。またこのことにつきましては、全員協議会にて私の方から報告をさせていただきます。次に、協議事項9、議会費の減額補正について事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 議会費の不用額を減額補正するものであります。補正の内容は2点ございます。1点目が、議会だよりの入札差金と、会議録の製本費用に不用額が見込まれますので減額するものです。2点目がタブレット端末の通信料を従量制にて支払っておりますが、不用額が生じておりますので減額するものです。金額は合計で398万円、内訳は記載の通りでございます。説明は以上です。

○吉田委員長 ただいまの説明につきまして、皆様から御意見ございますか。

○目黒委員 それぞれ不要になった理由を簡単に御説明いただけたらと思います。

○天貝事務局次長 一つ目の次回議会関係費の議会だよりにつきましては予算を確保していた金額よりも入札で落札された金額が大分低かったということで、300万円ほど残ったというものです。二つ目の通信運搬費これ皆さんが使用してるタブレット端末の使用料でございますけれども、令和2年に導入してから、従量制のプランに加入してございまして、最初はマックスの予算を確保しておりました。皆さんがお使いになってる通信料が、やはりWi-Fiで使用されてるということもあろうかと思っておりますので、そのため通信量が多くないという状況でありますので、不用が生じているというものです。それから最後の印刷製本費会議録ですけれども、会議録が想定、一般質問の時間が短いというのもあろうかと思っております。そういった理由から、会議はページ数が少ないことから、不用が生じていると言うものでございます。以上です。

○吉田委員長 よろしいですか。その他、ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ございません。

○吉田委員長 なければ、すべての資料を公表とさせていただきます。

○吉田委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。